

第8回

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会

日時 平成27年5月21日（木）

午後3時～午後5時23分

場所 県庁6階 第1特別会議室

(午後3時 開会)

1. 開会

○委員長 それでは定刻になりましたので、これより第8回普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会を開催いたします。

本日も、当該承認手続にかかる担当の職員の方からヒアリングを実施する予定になっております。

では、入れていただけますか。

~~~~~

#### 2. 関係職員からのヒアリング

(関係職員 6人入室)

○委員長 それでは事務局のほうより、本日の出席者の方のご紹介をお願いします。

○事務局 本日出席される職員は、●●、●●、●●、●●より●●、●●より●●、●●より●●が出席しております。

○委員長 以上でよろしいですか。

どうもありがとうございました。

それでは、前回から予定しておりますように、また本日もヒアリングを行いたいと思います。きょうは委員のほうからということでおよろしいでしょうか。

(一同同意)

○委員長 それでは、よろしくお願ひします。

○委員 きょうは主に第1項の1号と2号について、いろいろお伺いしたいと思いましてよろしくお願ひいたします。かなり細かい部分についても質問させていただきたいことがあるのですが、記憶されている範囲で教えてください。

その前に、前回のことについて教えていただきたいことが1つありました。議事録を全

て熟読していないので、ちょっと曖昧な質問で恐縮なのですが、私のメモに代替案について比較検討という文字が残っているのですが、これは比較検討をいくつかされたという理解でよろしいですか。

**○職員** 埋め立ての必要理由書の中に、確かに代替案の比較検討に該当する部分があつたのではないかというように記憶しております。

**○委員** それについて、ここ、ここを比較した、あるいはそれぞれの場所の特徴などを記載した資料というものは存在するのでしょうか。

**○職員** 各場所の特徴を比較した資料というものまでは、ついていなかったのではないかと思っておりますけど。

**○委員** 存在はするのですか。

**○職員** 比較検討した経緯としての説明文は載っていたと思います。

**○委員** 後で探してみます。ありがとうございました。

それでは、まず1号と2号を分けてお尋ねしたいと思います。主に承認書の別紙に審査結果が詳しく掲載されておりますので、それを使いながら質問をさせてください。

内容の審査につきまして、第1項の第1号というのは、(1)から(17)までの項目につながっています。その中で、審査をされた部分と、そうでない部分があるわけですけれども、「審査該当なし」という表現がいくつかあります。該当しないと書いてあるけれども、適否に「○」という印がついているのはちょっと奇妙だったのですが、これは何か意味があるのでしょうか。

**○職員** 例えば内容審査の4ページの1号の(8)に、埋立区域は水産資源保護法による保護水面に入っていないかと。要するに入っていないということで、「該当なし」というものは入っていないということを意味しています。これは適否では、入っていないので「○」だという表現です。

それから(9)ですけれども、(8)に該当する場合、水産資源保護法第18条第1項の許可を得られる見込みがあるのかと。これについては、(8)に入ってないので、そこはこの状況には当たらないということで、該当しないということで、適否に「一」を引いていると。そのような記載の考え方をしていたと思います。

**○委員** つまり、「該当なし」と「該当しない」という言葉の違いにある程度意味があるということですね。

**○職員** そういうように使い分けていたと思います。

**○委員** そのように読み直してみます。ありがとうございました。

では、具体的にその審査事項と審査結果についてご説明ください。

前々回だったでしょうか。この1号について、(1)から(5)までは、この空間に十分入るだけの説明で審査結果を示すことができたけれども、(7)についてはもう少し説明をする必要があるということで、別の用紙を用意されたというようにおっしゃったと理解しています。それが後のほうの別添資料に掲載されています。それは後でお尋ねするとして、まず(1)から質問します。

(1)は埋め立てにより地域社会にとって、生活環境等の保全の観点から見て、現に重大な意味を持っている干潟、浅海、海浜等が失われることにならないかということが問われています。それについて審査結果として、水質悪化が予測されない、あるいは漁協の同意を得ているということが根拠で「適」と判断されているように理解しましたけれども、この(1)は非常に重要なと思っています。

つまり、失われる予定の自然そのものがどのような価値を持っているかということは、十分評価しなければいけない。それを失ってまでも埋め立てをしなければいけないというところが、前回の必要性とつながると理解しているのですけれども、この審査結果として、水質悪化が予測されない、あるいは漁協の同意を得ている、が根拠として「適」と判断できたという部分を、もう少し詳しく教えていただけだとありがたいのですが。

**○職員** 審査事項については、埋め立てにより地域社会にとっての生活環境等の保全の検討の観点から見て、現に重大な意味を持っている干潟、浅海、海浜等が失われることにならないかということだと思いますけれども、これについては、キャンプ・シュワブの地先を埋め立てるということでありますて、ここは基本的に立入りが禁止されている区域であると。それから網漁業が禁止されているということで、地元の漁協のほうでも、そもそも埋め立てについては同意をしていると。

それから、埋め立て後ですけれども、排水等によって地域の海水の水質の悪化が予測されていないと。

そういうことからして、生活環境の保全の観点から見て、現に重大な意味を持っている干潟、浅海、海浜が失われることには該当しないというふうに判断したというように記憶しています。

**○委員** 生活環境の観点から見てというのは、私たち人間の生活と自然とのかかわりをいろいろな観点から理解すべきだというように理解しております、人間が自然からど

のような恵みを受けているかということまで考えて、評価しなければいけないと私自身は思っているのですけれども、ここは皆さんがどうお考えになったかを伺う場面ですので、意見交換する場面ではありません。

したがいまして、お答えいただいたことで、ここはよしとして次に進ませていただきます。

ただし、今おっしゃったように、この水域が立入禁止の期間がある程度続いたということは、人があまり出入りしなかったということです。ということは、本来の沖縄の自然がいい形で残っていた可能性は十分にありますので、その自然をしっかりと評価したいなどいうように思うのです。それが(2)とつながります。

(2)は、古来からの景勝地を変貌させてしまうような埋め立てではないかという質問ですけれども、そこが沖縄本来の自然が残されている場所であれば、その景勝地をなくしてしまうような埋め立てになってしまるのではないかという懸念があるのですが、ここはどのように判断されたのでしょうか。

**○職員** これについては、公有水面埋立実務ハンドブックの41ページのほうに記載がありますけれども、これは「国土利用上適正かつ合理的なること」ということの説明の解説なのですから、「この基準は、およそ埋め立ての可否の判断基準の基本であるとよく言わわれるのは、日本三景等の古来からの景勝地における埋め立て、環境保全上重要な地域等における埋め立て、良好な住宅地の前面の工業用地造成目的の埋め立てなどである。こうした一般的な基準からしても認めがたいものは本号により免許拒否がなされる」というような解説があります。

この解説を踏まえまして、日本三景等の古来からの景勝地における埋め立てなど、一般的な基準からしても認めがたいということまでは言えないのではないかというような判断をしたというように記憶しております。

**○委員** わかりました。ありがとうございました。

次に(3)ですけれども、周辺の土地利用の現況から見て、不釣り合いな土地利用となっていないかということに対する審査結果が、必要理由の(4)、これは別紙の1ページのほうに示されていますけれども、「それと同じ理由により」という部分が納得できなかったのですけれども、不釣り合いな土地利用になっているかどうかということが、必要理由の用途と、どうして同じ理由で扱うことができるかという疑問があったのですが、何か教えていただく点はあるでしょうか。

**○職員** これは今の解説の中にもありますけれども、良好な住宅地の前面の工業用地造成目的の埋め立てといったような既存の土地利用と合致しないと言いますか、そういうようにな埋め立ての場合は、免許拒否がなされるというようなことがございます。

先ほど委員がおっしゃっていました、埋め立ての必要性の1ページ、これは「埋め立てをしようとする場所が、埋立地の用途に照らして適切な場所といえるか」という質問ですけども、この件につきまして、既にある米軍提供施設キャンプ・シュワブの一部を利用して設置するものであるというようなことです。

それから、漁港区画の一部を利用することとなっている作業ヤードについても、漁業活動に支障を及ぼすことがないと。

そのようなことからして、作業ヤードについては埋め立ての工事のための作業ヤードですので、利用する期間は工事期間中をメインとしたものでありますけども、そういうことからして、周辺の土地利用の現況から見て不釣り合いな土地利用となっていないというように判断したというように記憶しています。

**○委員** 先ほどの古来からの景勝地については、例えば日本三景のようなという例を引き合いに出されましたけれども、今回の不釣り合いなということを判断するものと比較対象、あるいは根拠になるような例というのはあるのですか。

**○職員** 私どもが参考にしましたのは、この解説でありますように、良好な住宅地の前面の工業用地造成目的の埋め立てなど、こういったものを参考にしていたというように記憶しております。

**○委員** ありがとうございました。(4)、(5)、(6)につきましては、私からは特に質問はありませんので、後からほかの方からご質問があるかもしれません。

(7)について、これは4ページに示されてはいますけれども、それに加えて別添の資料が用意されておりまして、環境保全措置のほうからいろいろ引用して説明をしておられますので、特に別添資料を見ながら質問をさせてください。

自分の専門性から考えて、生き物を中心とした質問になりますけれども、ほかの項目につきましては、ほかの観点につきましては、他の委員が質問される可能性があります。

(7)の審査事項というのは、埋立地の用途から環境面を考える部分ですけれども、その埋め立てをするということが周辺の環境に対してどう影響を及ぼすかということは、埋め立てそのものも当然考えなければいけないような気がしますので、少し幅広く質問をさせてください。

それで最初のほうは、特に別添資料の1ページは専門外の項目が続きますので、上のほうは省略するのですが、特に最後の1ページの下の地形、地質の部分の記述、これは環境保全措置からの引用として3行ほど書いてありますけれども、これが地形、地質という項目の説明にそぐわないような気がしたのですが、なぜこれを引用されたかという理由というのをご記憶でしょうか。

**○職員** 審査につきましては、基本的に環境保全図書を精査しまして、予測の範囲、あるいは予測の方法、あるいは予測の結果、あるいは予測の評価の方法、そういうものも含めて審査をしております。

ここに抜き出しましたのは、確か第7章だったと思いますけども、事業者が環境保全措置として講ずる事項、そこに書かれている事項で該当すると思われるものを入れております。

その中で、これは地形、地質にそのまま入っていたかどうかは、もう一度確認してみないとよくわからない部分もありますけども、基本的に環境保全措置として書かれている事項について、我々のほうで割り振ったというようなことです。

確かに委員がおっしゃるように、これが地形、地質の保全措置としては適正かどうかということについては、若干のクエスチョンマークがあるということは、そうかもしれません。

**○委員** ありがとうございました。次のページから海域の生物、生態系、陸域の動物、植物等についての記述があります。これについては、少し幅を広げた質問をさせていただきたいのですが、特にウミガメあるいはジュゴンの記述が最初に出てまいります。ジュゴンに対する記述を、この環境保全措置だけではなくて、その前の6章の非常に膨大な自然環境に関する記述と照らし合わせながら読んだときに、ジュゴンの暮らしについてもう少し正確に記述すべきではないかという気がしてきておりましたので、皆さんがどこまで認識してこられたかを教えてください。

ジュゴンがエサを食べると、食み跡が残ります。この食み跡がどういう海草が生育している場所に多いかということは記述がありました。実際に食べたかどうかというのを確認するのは難しいのですが、ジュゴンのエサの食べ方について何らかの説明を受けたり、あるいは皆さんがいろいろお調べになったなど、いう事実はありましたか。

**○職員** 我々が審査しているときに、我々のほうでジュゴンの採餌行為について、どのような場所でやっているかということについて説明を受けたかどうかは記憶はございま

せん。

ただ、水深が深い場所でも食み跡があるといったのはちょっと調べて、どういった場所で食べられているのかと、それから過去にどういう事例があったのかと、具体的に食草としてどういうものであったかということについては、調べて審査の段階で参考にしたという記憶があります。

**○委員** 私が知っている範囲の内容なのですが、こういう細長い海草については、ジュゴンは上をつまんで食べていくこともあります。ところが短い海草で、海底からこの程度しか出てないようなものはブルドーザーのように食べていくというのが普通ですけれども、その食み跡の詳しい状況というのはどこまで把握しておられますか。資料の中には、遠くからの写真しか写っていませんでしたので、状況がわからなかったのです。

**○職員** ちょっとそれは詳細には覚えておりませんけれども、我々基本的には環境保全図書、環境保全に関し講ずる措置を記載した図書、これをベースにやっておりまして、あとはQ&Aを4回やりましたので、その中でジュゴンについても確か質問していたと思いますけども、そういう中での説明を受ける、あるいは先ほど、少し水深が深い場所でも採餌行為をしているというようなデータをネットで探したりしていましたので、そういう形で情報は収集していたというように記憶しています。

**○委員** 申請書のほうに、海草の各種ごとの分布のパターンというのを示されていないという感じたのですが、それでよろしいでしょうか。

**○職員** ちょっと、すみません。それはもう一度確認してみないと、そこまではちょっとよく覚えておりません。

**○委員** なぜかといいますと、海草の種によってジュゴンが好きなもの、そうでないものがあるということは一般的によく言われておりますので、その分布と照らし合わせながら、その土地、水域の重要性などは議論すべきだと思っておりますので、その情報も重要な要素だと思っていました。

それを踏まえて、嘉陽や、あるいは古宇利周辺など、ジュゴンがよく出現する土地の重要性をいろいろ議論しておりますけれども。

正確な言葉を使わないといけませんかね。

船舶の通行や人の活動からの影響が比較的少ないところをジュゴンは利用しているというように書いてありました。今度、埋立てをすることによって、あるいはそこの場所での人の活動が始まることによって、どのような影響が出るか出ないかということは、きちんと

と理解しなければいけないのですが、それが音の影響や、いろいろなものの伝わり方の影響について議論されておりましたが、そういう調査を、他地域でも行われてきたかどうかということなどについて、調べられたことはありますか。

**○職員** 確かフィリピンなど、そういった地域で調査が行われているということで、少し資料は見た覚えがあります。どういう場所に生息していて、そこではどういうものを採餌しているかなどですね。そういうものを確かネットで調べたと思いますけども、そういうものは見た覚えがあります。

**○委員** そうですか。それがどのように活かされてきたかについては、また資料を勉強させていただきたいと思います。

そのあと、陸上動物、陸上植物などについて記述がありますが、これは第2号のほうでまた別の形の質問をさせていただきたいので、ちょっと飛ばしまして、次の陸域生態系の記述について質問をします。

この陸域生態系のこのページに書いてある記述は、生態系の記述とは思えません。どちらかといえば個々の生物の説明であったり、あるいは環境の説明であったりしますので、生態系というシステムの解説にはなっていないのですけれども、このあたりはどのように評価されたでしょうか。

**○職員** 確か陸域生態系、それから海域生態系という形で、予測評価は確かされていたと思います。記述の手法、ここで環境保全措置として記述するときに、生態系に対する保全措置という部分で、記述の方法としては個別の、例えば陸域の動植物についての影響をどう低減するか、あるいは植物についての影響をどう低減するかというような記載にはなっているというのは、委員がご指摘のような内容であったとは思っております。

ただ、こここの部分については、なかなか記載しにくい部分もあるのではないかというよう、ちょっとその当時も確か考えていました。

**○委員** ここは環境保全措置の記述からの引用ですので、それだけを引用するのであればこうなってしまうのかもしれませんけれども、資料を詳しく読めば、6章にはそれぞれの生態系の詳しい記述があるわけです。食物連鎖の絵を詳しく書いたり、あるいは特に陸上の生態系については、どういう機能があって、それはなぜ重要かという記述もありますので、そこを無視してほしくなかったなという気持ちは強かったので、ちょっと別に質問をさせていただきました。

その中に、オカヤドカリ、オカガニなどが侵入しないようにというような記述があるの

ですけれども、もちろんこれは囲ってしまえば侵入しなくなるのは当たり前なのですけれども、その地域全体のオカヤドカリ、あるいはオカガニについての保全がうまくいくかどうかというのは、その具体的な方法をどのように探るかにかかわっていると思うのですけれども、皆さんはそのあたり、どんな理解をされていたでしょうか。

**○職員** そのオカガニ、あるいはオカヤドカリの保全について、我々がどういうように考えていたかということですか。

**○委員** はい。

**○職員** ちょっと個別にオカヤドカリについてどう保全するかということについて、どのような議論をしたか、はつきりは覚えておりませんけれども、基本的にはオカヤドカリについては文化財保護法で天然記念物になっているかと思いますので、そういう意味で保全していく必要があるという前提に立って、事業者が保全措置をとることについて、これは基本的にどういうやり方をするかということについての、今後の調整事項の幅が大きいというようなこともありましたので、我々としては措置をとることについては是とするけれども、今後実際に詳細な計画を立てて協議しなさいというのは留意事項で付したというような経緯がありました。

**○委員** なるほど。その具体的な方法等について記述が見つからなかったので、あえて質問をさせていただきました。

その次に、人と自然とのふれあい活動の場という部分について、浜下りであったり、いくつかの活動について、説明がほかの部分でもされておりましたけれども、人と自然のふれあいというのは、浜下りに限らず、非常に多岐にわたるものがあると思っていますので、もっともっといろんなことを考えるべきだという気持ちを私自身は持っているのですけれども、議論されたのはこの点だけだったでしょうか。

**○職員** Q & Aでも少し、確か質問を出したのではなかったかと思いますけども、長島等については、釣りや、潮干狩りでしたか、それから浜下りのときに皆さんを利用しているというような実態があると。そういう観点からして、今後もそういう利用に支障をきたさないようにすべきではないかということで、確か質疑をやった記憶がございます。

**○委員** ありがとうございます。1号については、私からは以上ですので、ほかの委員方から何かありましたらお出しください。

**○委員長** 1号について何かありますか。項目ごとにというより、人ごとというか。

**○委員** 質問しやすければそのように工夫できるので、どうしましょうか。

**○委員長** では委員、そのまま続けて。

**○委員** 私が気になる部分を、2号まで含めて質問させてください。2号につきましても、今の別添資料のほうに詳しく環境保全措置とのかかわりで説明していただいているので、それを使いながら質問をいたします。最初の3ページは生物以外の項目ですので、これにつきましては今回は質問をさせていただく内容はございません。

7ページ以降に、海域生物、海域生態系からいくつかの項目について説明をいただいておりますので教えてください。7ページの真ん中あたり、海域生物、海域生態系の上から4つ目のポツで、塊状ハマサンゴの仲間の記述があります。ありますよね。

**○職員** はい。

**○委員** この周辺というのは、塊状ハマサンゴのグループだけがすんでいるわけではないですよね。

**○職員** はい。

**○委員** もっとほかのサンゴがいるということ、情報は入っておりました。

**○職員** はい。

**○委員** それで、この塊状ハマサンゴの分布位置を考慮してということが、少し疑問だったのは、なぜこれを取り上げるのか、ほかのサンゴは無視できるのか、そのあたりに疑問を感じたのですが、何かこのあたりの議論にご記憶の点はあるでしょうか。

**○職員** ここについては、海上ヤードについては、塊状ハマサンゴ以外に何種類か貴重なサンゴという、貴重種、貴重なサンゴが確認されておりまして、そういうものに影響を及ぼさないような考慮が必要だというような認識は持っていました。

ここはどうやって質疑応答をしたのか、ちょっとよくは覚えておりませんけれども、これについても一応必要なことについては確認の上やったと思います。すみません、ここはあくまでも事業者が第7章で書いてある部分を抜き出しておりますので、例えば第6章の環境保全措置の部分のものは抜けている部分もあります。ですから、これで全部というわけではございません。

**○委員** ただ、環境保全措置としては事業者が、これはもう絶対しなければいけない措置であるというように理解してまとめられたものですね。

**○職員** はい。

**○委員** そこに書いていない部分についてどう議論するかというのは、ちょっと別問題のような気もしますので、難しいですね。

**○職員** 我々としましては、当然1章から確か13章までだったと思いますけども、ここに書いてあることで、事業者が環境保全措置として記載されている事項は、当然やっていただくものだというように認識しておりました。

ですから、例えば6章に書かれているけれども7章には抜けているという場合に、抜けているからやらないでもいいというような理解ではございません。当然6章の予測評価、保全措置も含めて書かれていますけども、そういった部分は当然やっていただくというよう在我としては判断してといいますか、考えていました。

**○委員** ありがとうございます。それを聞いて安心しました。

ただ、サンゴについては、周辺のサンゴの分布図が被度の分布であったり、あるいは主要種についての、あるいは主要地点におけるサンゴのリストであったりと、わかりづらい図や表であるということは否めないと思うのですね。もう少しあわかりやすく書いていただくと、現場の様子がわかると私は感じました。

複数の調査でサンゴの情報が得られておりますけれども、主に表を使って説明しておられましたので、全体の様子が把握しにくいという点はありました。

**○職員** データの取りまとめ方については、評価書に対する知事意見等でも、工夫すべきではないかというような、確かに意見が出ていたかと思います。

**○委員** 次のページにトカゲハゼの記述があります。トカゲハゼは、沖縄県では泥っぽい干潟を生息場所としている特徴的な魚ですので、環境の変化の影響を大きく受けそうな気がします。

大浦湾の周辺でもいる場所はかなり限られていますので、ここは委員のご専門の、海流の変動が土砂の移動とどうかかわるかという部分は慎重に議論したい点ですけれども、このあたりも表現としては、専門家の指導助言を得て必要な措置を講ずるという表現になっておりますので、ちょっと具体性に欠けると感じたのですが、それはお感じになりませんでしたか。

**○職員** 私の記憶ではトカゲハゼについては、大浦湾の湾奥のいわゆる干潟地域で確認されておりまして、審査しているときは、そこまで埋立地の出現によってどういうような潮流の影響があるのか否かということについてはチェックをして、その生息環境に大きな影響はないと、確かにそういうことは確認したように覚えております。

**○委員** 確かに大浦湾の奥のほうには泥が堆積している場所もありますので、そのあたりの環境保全は重要だと私も思います。

次に9ページですけれども、9ページの中ごろ、ポツで言いますと下から3つ目です。濁水の影響の低減を図るという部分からですけれども、この濁水の影響というのは水中のことですよね、水の中を流れますから。

ですから、陸域動物の部分になぜこれが書いてあるかというのが奇妙でした。

**○職員** これは、陸上の辺野古ダムの周辺の30haから200万m<sup>3</sup>の土を切り出しまして、埋立土砂として用いるというような計画になっております。この部分の記載については、その切土をする際の発生源対策として、どのような対策をとるかということですので、一応作業としては陸域部分の作業になっていると思います。

**○委員** 同じような表現が何カ所かに出てくるのです。例えば次のページの上から4つ目、4ポツ目です。

陸上植物への濁水の影響(光合成及び呼吸阻害)、なぜ陸上植物が濁水によって光合成、あるいは呼吸障害が起こるのかという疑問をこの文章からは感じますけれども、おかしいと思われませんでしたか。

**○職員** この部分については、先ほど陸域の辺野古ダムの周辺の30haの山の土を削って埋立用の土砂として用いると。その際に当然降雨がありますので、降雨時の濁水の対策をすると。ここについては、確かに美謝川のほうに濁水対策をしたあとの水を放流するというような計画になっていたかと思います。それで、美謝川での部分の影響について記載した文章ではなかったかと思っています。

**○委員** 実は6章を読むとそこは理解できるのです。この文章を書いた内容というのは、河川について書いているのですね。でも、ここでは陸上植物と書いてあるのです。生物学的に見ると、陸上と河川の生物は絶対違いますので、表現はもっと注意して書くべきだろうというように思いましたので、あえて意地悪な質問をいたしました。

このような表現が数カ所出てきますので、それはお互いにまずいだらうと思います。本当の陸域は陸域、河川は河川として、分けて議論すべきだっただらうと思います。

主に質問したいのはもう1点ですけれども、今の点でかなりの部分は評価が終っていますが、陸域の植物と、動物もだったでしょうか、移動について記述があります。

陸域の生き物については、移動先についてかなり詳しく、こういう場所のここに移動するというような表現がありますけれども、なぜ海域のサンゴあるいは海草について、そこまで詳しく書いてないのでしょうか。資料としては統一性があってしかるべきだと思うのですが、アンバランスな気がしました。

**○職員** 海域の部分の移植先についての記述がないということでしょうか。

**○委員** 海域については主に、主にではありません。専門家の意見を聞きながら適切に措置するなどというような意味合いの表現で終始しておりました。ところが陸域については、具体的に書いてあるのです。

**○職員** これにつきましては、例えば陸域の植物、あるいは動物については、海域に比べて例えば生息適地、あるいはどういう環境で生息するかということが、比較的知見があると。したがって陸域の場合ですと、移植先をこういう類似する環境に移しますということは比較的記述しやすい、あるいは選定しやすいような状況にあるかと思いますけれども、海域については、例えばサンゴにしても、藻場にしても、まだそういう知見が十分でないこともありますので、今後専門家の意見を聞いて、移植なり、あるいは創出する場所を検討していくといったような考え方になっていたのではないかと記憶しておりますけども。

**○委員** ひょっとしたら同じようなお答えになるのかもしれません、この生態系の役割、申請書には機能と書いてありますけれども、それについても陸上は非常に詳細に記述してありますけれども、重要だと思われる海域についてのそのような機能については、失う面があるかもしれないけれども、今後適切な措置をするというような表現に終始しているわけですね。

それが私には物足りないというか、不満な点でした。今言ったようなお答えで、おそらくまた回答が来るのでしょうかね。情報がないなど。

**○職員** これについては、同時に審査をしておりました那覇空港の滑走路増設事業でも、例えばクビレミドロが増設する滑走路とそれから現滑走路の間の場所で見つかっていて、その保全をどうするか、あるいは増設する滑走路によって埋め立てられる地域内にサンゴの大きな群衆や、貴重なサンゴがいると。それをどうやって移植していくかということについては、那覇空港の場合は、おおむねこういった場所に移植したいということまでは書かれておりましたけれども、これについて環境監視等委員会を立ち上げまして、そういう中で再度移植場所、それから移植の方法、それから移植の量も含めて再検討して移植をしたという状況がございます。

このように、まだ知見がないものについては、具体的にどういうふうな場所に移すと、あるいはどのような手法でやるというのが書けない場合もあるのはやむを得ない状況なのではないかというように、当時そのように認識していると思います。

**○委員** おそらく関連するのでしょうかけれども、環境保全措置の中でも、あるいは第6章の中でも、可能な限りの対応をすることや、専門家に聞きながら対応していくなど、具体性がない表現がかなり多いという印象を私は受けました。それに対して、注文をつけるようなことがありませんでしたか。

**○職員** Q&Aを見ていただければわかりますが、例えばサンゴの移植について具体的にどのように専門家に聞いてそれを反映させるのか、あるいは現時点でのどういった専門家を予定しているのかなど、我々も今委員がおっしゃるような、もう少し具体的な保全措置というのは示すべきではないかというような考えは持っていたと思います。

しかしながら、その時点では、そこまでのものについて明確に我々のほうに説明するというような状況ではなかったのではないかというように思っております。

**○委員** ありがとうございます。

**○職員** ただ基本的に、そういう専門家の意見を聞いて実施すると。それから可能なものについては書かれておりましたけれども、例えばジュゴンの監視システムを構築してやりますと。そういう具体的に保全措置として記載できる部分は当然書いておりましたけども、移植の問題や、場の創出であるなど、そういうまだ知見が十分でない部分は、具体的に書けないという状況があるというのは、我々としては理解をしておりました。

**○委員** それから、あら探しをしてしまって恐縮だったのですけれども、例えば(4)を説明するときに同じ表現が2回出てくるというのは単純なミスでしょうけれども、お示したほうがいいですか。

**○職員** いえ、単純なミスかと思いますけども。

**○委員** 24ページと25ページ、24ページの下から2つ目のポツというのは、25ページのやはり下から2つ目のポツと全く一緒ですので。

**○職員** そうですね。

**○委員** 重要な資料にはあまりミスがない方がいいと思いますので、どこかで修正できるのであれば、それも必要かもしれません。

最後に1つだけ、海藻草類が広く分布しているわけですけれども、それに対する説明として、1カ所だけですけれども、代替施設が存在することによって一部は消失する。これはもう仕方のないことですかけれども、一部が消失しても周辺にたくさんあるから大丈夫だという言い方がしてあるのですね。

**○職員** はい。

**○委員** これは私は間違っていると思うのですけれども、そんな議論はありませんでしたか。

**○職員** その記載があったかどうか、すみません、ちょっと確認してみないとよくは覚えておりませんけれども、基本的にこれまでの私もアセス、ずっと審査しておりますので、基本的に他にあるからそれは問題ないというような記載は、まさしく問題があるというように思っております。

**○委員** 私、この点は、今朝ほども確認してきた部分なので、間違いなく存在するのですけれども、ぜひ指摘していただきたかったなという点ではあります。

私からは以上です。

**○委員長** どうもありがとうございました。委員、どうぞ。

**○委員** それでは、私の方から引き続き●●にお伺いしたいと思います。私からはメモが出ていると思いますが、一応差し当たって4点ほどお伺いしたいと思っていまして、簡単なメモを用意しましたが、おそらくこの4点をきょう全て聞くのは無理ではないかと思いますけども、1号要件、2号要件についてお伺いする前に、埋め立ての承認の審査過程全体について、まずお伺いしたいと思います。

それでは、2013年11月12日でございますけれども、皆さんのはうでは中間報告というものを作成されていますね。

それまでの審査の経過結果を総括して、現時点でのまとめということで、その中間報告ですけれども、これは中間報告の16ページになるのですけれども、主な点を確認させていただきたいのですけれども、まずは1号要件についてですけれども、国土利用上適正かつ合理的か、この点については、飛行場の供用による騒音の問題、ジュゴンへの影響をどのように判断するか、これがポイントだということで、環境生活部の見解をもとに判断すると、こうされていたと思うですね。

また2号要件になるとと思うのですが、環境保全への配慮、これについては環境影響評価書に対して知事意見が出されています。その知事意見は、生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能というものだったわけですけれども、これに防衛局が、事業者の皆さんがどう対応したかがポイントだということで、それについても環境生活部の見解をもとに判断すると、こうされていたかと思うのですが、これはよろしいですか。

**○職員** はい。

**○委員** ということで、いわば審査の方針を定められていたわけですけれども、そ

いう確認をされた後、その判断のベースにしようとされていた環境生活部の意見が11月29日に提出されて、その環境生活部意見というのは、「いろいろ不明な点があるので、事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全についての懸念が払拭できない」とされていた。これは、よろしいですよね。

**○職員** (うなづく)

**○委員** そのあと皆さんは、この環境生活部の意見、それについてどう思われますかという問い合わせ、3次質問を防衛局に対してされて、12月10日に3次の回答を得ておられるという順になりますが、これもよろしいですね。

**○職員** 12月10日だったかどうかは、ちょっと確認します。私が今持っているのは12月の。

**○委員** 12月4日に3次質問、12月10日に3次回答。

**○職員** そうですね。ちょっとお待ちください。そうですね。12月10日ですね。

**○委員** ありがとうございます。ところが、その回答について環境生活部と特段の意見交換をすることなくして、12月23日の審査結果案を作成して、東京の順天堂大学病院で知事に審査状況を説明したと。そして26日に埋立承認決裁を行った、ということでよろしいですか。そういう流れになりますね。

**○職員** 一覧で表に書かれていたらそのとおりです。

**○委員** よろしいですか。

**○職員** はい。

**○委員** あと事実確認ですけれども、その翌年になりますけれども、翌年の2014年2月20日に第3回の百条委員会があって、そこで土木建築部長●●さんが証言をされておりますけれども、その証言内容をちょっと確認させていただきたいのですけれども、まず部長は、11月29日以降、特段環境生活部と調整をしたことはない。これが第1点。

第2点は、埋立承認に関して環境生活部長と合議はしていない。

第3点として、環境生活部からの意見は懸念が払拭できないというものであったが、現時点で取り得るべき措置がとられていると判断し、懸念が払拭できないということのみをもって、環境の基準に不適合ということはできないと判断した。

そしてさらに●●部長は、事業者の沖縄防衛局は2013年3月22日に提出した申請書に一定の補正を行ってもらったけれども、5月ですか、その補正以後は申請書の変更等は一切ない。また新たな追加的な措置というものはなかった。こうも証言されているわけですが、

この●●部長のこの証言は事実に即したものでしょうか。

**○職員** ちょっとすみません、私は百条委員会の議事録を読み返してみないと、そのとおりだったかどうかは明確にお答えできませんけれども、委員のほうで議事録を調べていらっしゃると思いますので。

**○委員** 議事録のとおりのコピーなのですが。

**○職員** そうであれば、そのような内容であったというように思っております。

**○委員** 私がお伺いしたいのは、●●部長はこのとおり証言されて、議事録にそう載っているのですけど、これはその当時の審査過程の事実を反映しているかどうかということ。もちろん偽証はできない委員会ですので、ないと思いますが。

**○職員** 反映しております。

**○委員** ありがとうございます。それでは、以上の事実をもとにお伺いします。

まず第1にお伺いしたいのは、12月10日に事業者の回答を得た時点で、この回答について環境生活部と協議すべきではないかと。協議なしに埋立承認決裁を行うのは、環境生活部の見解をもとに判断するとしていた当初の審査方針、これに反するのではないかという意見は、土木建築部あるいは海岸防災課の皆さんにはなかったのでしょうか。

**○職員** まず免許等権者を所管している部局から環境生活部への意見照会ですけれども、これは以前は、いわゆる国の通知に基づいてやっておりましたけれども、現時点では平成6年ですか、7年でしたか、行政手続法の改正に伴いまして、大臣の助言という形になっております。それで、やるかどうかの判断は免許等権者が判断します。技術的助言です。

ですが、沖縄県の場合は全て、私が知り得る限りですけれども、基本的に免許権者は環境生活部に意見を照会しております。それまでも、土木建築部のほうから環境に来ておりましたので、辺野古についても、それから那覇空港の増設についても意見照会をしております。

それに基づいて意見をいうと、その後その意見について再度事業者とやりとりをした後の結果について、再度また環境のほうに意見照会をするというのは、それまでの事例でもやっておりませんでしたので、この辺野古の件についても、部長のほうはこれまでもやつていっていないということで、やらないという判断をしたというように記憶しております。

**○委員** つまり私がお伺いしたいのは、中間報告という審査方針案では環境生活部の見解をもとに判断することを決めておられて、それで意見が出てきた。その意見に

対して事業者の見解を求めた。その両者が齟齬がないならあれですけれども、いわゆる必ずしも齟齬がないと言えませんね。この両者。

つまり払拭できないということに対して、払拭できたのかどうなのかということを、払拭できないという主張をされた環境生活部の意見を聞かずに、しかし、それは環境生活部の見解をもとに判断するとされていた当初方針があるわけですから、その方針に従って聞いてみるべきではないかという意見が、従来の事例はともかく、今回あったかなかったかということをお伺いしたいです。

**○職員** この環境生活部の見解というものが、いわゆる11月29日の環境生活部長意見ということで、そのことを指しております。

**○委員** それで、そこでは、「懸念が払拭できない」だったわけですね。それについての回答が12月10日に沖縄防衛局からあった。防衛局からの回答で払拭できたかどうかは、環境生活部長意見を聞くことなく、皆さんは判断できるとお考えになったと、そういうことでしょうか。

**○職員** 懸念が払拭できないというのは、意見のいわゆる前文というのでしょうか。

**○委員** はい、そうですね。

**○職員** ここに書かれて、意見のほうにありますけれども、ちょっと長いので途中から読みますけれども、「当該事業に係る環境影響評価書に対して述べた知事意見等の意見への対応状況を確認すると、以下のことなどから、当該事業の承認申請書に示された環境保全措置では不明な点があり、事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全についての懸念が払拭できない。」、懸念が払拭できない理由は、以下のことなどから、当該事業の承認申請書に示された環境保全措置等で不明な点があるということになっておりまして、その以下の点ということで、確か48。

**○委員** 48項目ですね。

**○職員** 48項目程度ありましたので、環境生活部からいただいた以下の具体的な、どういう点が不明なのかということについて、事業者の見解を求めたというものが3次質問で、確か12月10日に回答があったものです。

ですから、我々としてはその回答を見て、それが法4条第1項第2号に規定される十分配慮されているかどうかということを判断したというような流れになっていたと思います。

**○委員** そうしますと、環境生活部長意見は前書きで、以下の理由でと48項目挙げて、以下の理由で懸念が払拭できないと言っていた。それに対して、12月10日の防衛局の回答

は、その48の疑問点について逐一説明していると。

**○職員** はい。

**○委員** それで説明がされたので懸念が払拭できたと、そうお考えですか。

**○職員** 懸念を払拭するということに、我々としては審査を行ったということではなくて、我々としてはあくまでも法第4条第1項第2号の環境保全及び災害の防止につき十分分配慮せられたるものであるかどうかと、具体的にはこの審査表の中に書かれておりますけれども、第4条第1項第2号の審査項目、これに適合しているかどうかを判断したということです。

環境生活部のほうの懸念が払拭できたかどうかということについての審査は、私としては行っていないというように考えています。

**○委員** ちょっとお待ちいただきたいのですけれども、ややおかしな回答だなと正直思っているのですが、つまり環境生活部にこの意見を求めるというのは、環境生活部は生活環境や地域の自然環境にこの埋立事業が影響があるかないか、懸念が払拭できないというのは、環境保全ができるかどうかについて懸念があるわけですよね。

**○職員** はい。

**○委員** ですので、その懸念が払拭できないとなると、1項、2項、1号、2号要件はクリアできないのではないか。いかがですか。

**○職員** あくまでも前文であるというような考えです。我々としては。

**○委員** いや、前文であっても。ですから今の●●のお話で、それは前文であると。その理由は、以下に48項目あって、この疑問点があるからだと。それに対して回答が12月10日になされた。なので、それでクリアできて、懸念が払拭できたのですねということが私の質問なのです。

**○職員** 懸念が払拭できたかどうかは環境生活部が判断することですので、すみません、我々のほうではそこまでの判断はしておりません。

**○委員** では、質問をちょっと変えますけれども、その同じ百条委員会で●●部長は「懸念が払拭できないということのみをもって、環境の基準に不適合ということはできないと判断した」と、こうおっしゃっているわけですけれども、ということは、土木建築部のご判断としては、埋立承認決裁の段階でもいまだ懸念が払拭できない、少なくとも環境生活部はそう思っていると。そういうご判断だったということでしょうか。

**○職員** そういう懸念が払拭できないというように考えていたかどうかについては、

考えていたかどうかということを、その当時私は考えておりませんでした。

**○委員** ちょっと変えますけれども、この第2号要件というのは環境保全への十分配慮、環境生活部長が意見を述べているのは1号、2号についてだと思うのですが、2号要件は環境保全への十分配慮を求めてますよね。

**○職員** はい。

**○委員** 単なる配慮ではなくて、十分配慮だということは重みがあると思うのですけど、さまざまな視点から丁寧に審査したとの説明責任を審査担当者は求められていることだと思うのですけれども、この懸念が払拭できないということをおっしゃっていた環境生活部と協議することなく、その判断は担当課の海岸防災課でできると、そういうご判断だったということですね。

**○職員** ちょっと説明に語弊があるのかもしれませんけれども、その環境生活部の意見については、その当時の部長の判断もありますけれども、いわゆる環境生活部としての最終の意見であると。

したがって、それを踏まえて我々のほうとしては、具体的な懸念が払拭できないとする具体的な指摘事項について事業者の見解を求めたと。その上で、環境保全図書の予測評価の結果、それから環境保全措置をどういう措置をやるかという、そういう点を勘案しまして、十分に配慮されているかどうかということについて判断をしたということです。

**○委員** そうなりますと、11月29日の環境生活部長意見は、それは最終意見であると。あとは担当課の海岸防災課の判断する、あるいは土木建築部が判断すると、そういうことでしたけれども、ということは、土木建築部がこの環境保全に関して、十分配慮したものであるかどうかの判断はできるというお考えですね。

**○職員** 先ほども申し上げましたけれども、十分に配慮したものであるかどうかということについて、環境生活部がそう判断するかどうかについてということを当時私が考えたという状況にはございません。

**○委員** いや、私の質問は、法の2号要件は十分配慮になっているわけですが、環境生活部長意見の段階では懸念表明があったわけですけど、それはともかく最終意見なんであって、あとは海岸防災課の判断ということでしたので、私がお伺いするのは、では海岸防災課の皆さんには、十分配慮したかどうかを判断できるというお考えだったのですねということです。これはもう環境生活部ではありません。環境生活部ではなくて、皆さんのが判断することでしたので。

**○職員** ですから環境生活部の意見をいただいて、その懸念が払拭できないとする事項について事業者に見解を求めて、何件かは回答が来ていました見解について、再度見解を求めるということでやったかと思いますけども、そういうQ&Aを通じて、我々としては法に基づく十分に配慮されているレベルにあるというように判断したということです。

**○委員** わかりました。要するにQ&Aを通じて、1次から4次にわたる質疑応答を通じて、十分配慮がなされているというように、これは皆さんのが判断されたと。

**○職員** そうです。

**○委員** わかりました。そこで続きますけれども、先ほどの百条委員会における●●部長の証言ですけれども、現時点を取り得るべき措置がとられていると判断し云々と、こう述べておられますね。

**○職員** はい。

**○委員** そのあとなのですが、こう●●部長は述べておられます。「申請書の内容について4次にわたる質問、回答を繰り返す等、慎重かつ丁寧な手続きを行った」とその証言で強調されているのですね。これはよろしいですか。

**○職員** 慎重かつ丁寧というのは部長の考えですので、私のほうから慎重かつ丁寧だったかというのはちょっと申し上げにくいです。

私としては、当然審査すべき事項について審査したというように思っております。

**○委員** 先ほどの委員のほうからのご質問にもあったのですけれども、私も1次から4次にわたる質疑応答を再度チェックしてみたのですが、事業者の側からの回答は、例えば予測評価の段階でまだ不確定な事項については、事後調査、環境監視、専門家の助言及び意見を聞いて適切に措置を行う。これは典型例なのですが、それと大体似たような表現が42カ所あるのですね。必要に応じて何々をするという表現が53カ所、それから可能な限り云々というのが44カ所あらわれていますね。

かなり安請け合いのオンパレードではないかと思ったりするのですけれども、しかし、現時点を取り得るべき措置がとられていると●●部長が評価する措置は、こういうような抽象的な措置の羅列が多いわけですけれども、承認書に留意事項が5つありますね。その2番目で設置された環境監視等委員会というのがあろうかと思うのですが、環境監視等委員会が果たして機能されているのかどうなのかということがあると思いますけれど、單刀直入にお伺いいたしますけれども、沖縄防衛局、事業者のさんは、基地建設に関しては直接の当事者ですけれども、基地の供用段階では使うのは米軍ですから、事業者の皆さん

は間接的な当事者ですよね。

供用段階で、沖縄防衛局は米軍にきちんと環境保全に取り組ませることができるか否かという意味での防衛局の当事者能力を、皆さんはどう評価されていますか。当事者能力は高い、あるいは当事者能力は低い。これはどのように思われているのでしょうか。

**○職員** 申請書の中で、マニュアル等を作成して示すことにより米軍のほうに周知するといったような記載、あるいは審査時点での事業者の質疑応答の中で、米軍が実施する対策が必要になった場合は、事業者として米軍に申し入れ、適切な措置を講じるよう米軍に働きかけますといったような回答があるといったことから、これらの内容を踏まえて審査は行いました。

先ほど委員のほうに申し上げましたけれども、当時の審査をしている側としましては、事業者である沖縄防衛局が申請書に記載している内容及び質疑応答で回答した供用段階での米軍に対しての環境保全措置については、沖縄防衛局さんのが米軍に実施させるものであるというように考えていましたと記憶しています。

審査に当たって、防衛局の当事者能力があるのかないのかといったことについて評価したことではございませんし、一応その当時、県として当事者能力があるのかどうなのかということを評価するというのは、実態としてはちょっと難しいのではないかと。させるというのが前提で我々が審査をしたということになっております。

これは、この案件以外もそうですけれども、公有水面埋立法の免許願書あるいは承認申請書に付随する環境保全図書に書かれている事項は全て実施してもらうということで審査は行っていると思います。これまでも、そういう前提で行っていると思います。

**○委員** わかりました。それはそうなればよろしいわけですが、埋立承認審査の過程で、環境生活部の意見、11月29日に出た意見ですが、この環境生活部意見というのは、米軍に周知すると言っている事業者の皆さんの環境保全措置の効果、これは不確実性が大きいと、こういう意見は表明されてますよね。そういう意見が表明されているけれども、皆さんは審査に当たっては、書かれていることはそのとおりやられるのだと、これが審査の基本方針と、こういうことですね。

**○職員** 基本的に書いてあることは実施してもらうと。

**○委員** 実施してもらうことができるのかどうなのかということを、環境生活部意見は疑問に出しているのではないですか。

**○職員** これについては、確かQ&Aの中でもどうするのかというようなことについ

て、事あるごとに要請しますといったような回答が確か出ていたと思います。

**○委員** 回答は、でも同じことの繰り返しじやないですか。周知します。周知します。

周知するということで、過去米軍に対して、そういうことは繰り返しやっているわけですね。それが必ずしも機能していないという実態はあるわけですね。それとこの審査とは関係なく、審査は書かれたことはやっていただくのだと、そういう前提で審査と。

**○職員** そうです。私はそういう考えですけど。そう考えておりました。

**○委員** わかりました。非常にすっきりとしたご回答だと思いますので、言わわれていることは実施されるものと、片方で米軍に対して周知するという従来の沖縄防衛局の取り組みが、必ずしも効果を上げてないという事実は残ると。事実は事実、審査は審査と、こういうことですね。

**○職員** この件についてですけれども、当然それがスムーズにいかない場合もあるかもしれませんということと、それから環境生活部意見の中でも、将来の供用後の米軍の運用に関して不確実性が高いといったようなこともありましたので、我々としては、その当時の審査を担当した者としましては、米軍に対する沖縄防衛局の環境保全措置を確実にやつてもらうために、留意事項の3番目の中で、供用後の環境保全対策についてということで、読み上げますけれども、「事業者である国は、米国政府と環境に関する特別な取り決めを締結するなどの実効性のある方法により、米軍基地から派生する環境問題の未然防止と、米軍基地周辺地域の生活環境及び自然環境の保全について万全を期すこと。また併せて、国、県、関係市町村等を構成員とする協議会等を設置し、以下の事項を実施すること。1番目、本施設の供用に伴い、米軍等が実施する環境保全対策の実施状況を定期的に把握する。本施設の供用に伴い、航空機騒音や低周波音など環境保全上の問題等が生じまたは生じる恐れがある場合に、改善対策を米軍と協議する」ということで、確実あらしめるために、そういう留意事項として付したという状況はございます。

**○委員** はい。そこは了解しています。そこから先はちょっと見解の相違になるのではないかと思うのですけど、2000年に同じような協定、日米間で環境協定を締結しておりまして、それとどれだけ差異があるものなのか、正直疑問がありますが、以上結構です。非常に明快なお答えをいただいたと思います。

それでは、次に今の埋立承認審査過程についての質問は、特にほかの皆さんから補足よろしいですか。

**○委員長** はい、どうぞ。

**○委員** では4条1号関係で、私のメモで書いておきましたが、松田の浜関連でお伺いしたいと思っております。1号というのは、国土利用上適正かつ合理的なることということですけれども、その審査基準1番目、埋め立てにより地域社会にとって生活環境の保全の観点から見て現に重大な意味を持っている干潟、浅海、海浜等が失われることにならないかというのを掲げておりますね。これは、先ほどもあったのでよろしいかと思うのですが、沖縄県の承認決裁文書では、審査事項1についての審査結果を「適」「〇」とされていますよね。これもよろしいですよね。

**○職員** はい。

**○委員** それで先ほどの中間報告を見ますと、7ページ目に松田の浜のことについて触れられておりまして、何と書いてあるかというと、利害関係人の意見というのがあるのですね。括弧で、配慮すべきと考えられる意見の例ということなのですけれども、利害関係人の意見で配慮すべきなのではないかという例として、地域行事の喪失というのを挙げていて、埋立区域A、これは作業ヤードですが、埋立区域Aはハーリーをしている浜である。埋立区域B、Cは、辺野古の子どもたちが地引網を引いて漁の体験をしている浜であると。これを配慮すべきと考えられる意見の例として掲げていると、これはよろしいですよね。

**○職員** はい。

**○委員** そういう、挙げておりますね。

それでは、この件についてどんな議論があったのかということを振り返って見てみたいと思うのですけど、まずは環境影響評価書に対する知事意見で触れられています。2012年3月27日に提出された沖縄県知事の意見は、事業者が出した補正評価書で知事が何と言ったか。それに対して事業者は何と答えたかというのが、12章の2-77ページに載っておりますけれども、「松田の浜、ハーリーの場及び東松根前の浜の消失に係る環境保全措置として、場の移動を検討するとしているが、その場も含んだ上での行事祭礼であることを認識する必要があり、当該環境保全措置の実施を前提とした評価は適切ではない」と、これが知事意見だったのですね。

これに対して、補正評価書で示された防衛局の見解は、「松田の浜、ハーリーの場についても、伝統行事や祭礼等の場を支える環境が変化する可能性がある。移動することを含めて周辺自治体等とも協議を行うこととしました」となっていますね。これはよろしいですね、そういうことで。

**○職員** (うなづく)

**○委員** その後ですけれども、審査段階の1次質問、1次回答においてもこの点についてのやりとりがあって、2013年10月4日の1次質問で、県は、皆さんには、「ハーリーや地引網の体験漁業等が作業ヤード埋立予定地で行われているが、それら地域行事の喪失に対する対策についてご教示いただきたい」と尋ね、これに対して10月25日の沖縄防衛局の皆さんの回答は、「ハーリーについては埋立区域と重なる範囲があるため、それらの活動の場を移動することを含め、埋立承認後周辺自治体等との協議を行うこととしています」と。「また地引網の体験漁業等については、環境影響評価時において確認されていませんでしたが、埋立承認後周辺自治体との協議を行うこととしています」となっていますね。これはよろしいですか。

**○職員** はい。

**○委員** それではお伺いします。事業者の沖縄防衛局の皆さんには、今私が確認しましたように、評価書の段階でも、補正評価書の段階でも、また埋立承認審査の段階でも、この松田の浜、ハーリーの場についても、「伝統行事や祭礼等の場を支える環境が変化する可能性がある。移動することを含め、周辺自治体等との協議を行うこととした」としていたわけですけれども、海岸防災課の皆さんには、この沖縄防衛局の説明を信用して、先ほどの第1号の審査事項についての審査結果を「適」「〇」とされたと。これはよろしいですね。

**○職員** 前回のヒアリングの際にも申し上げましたけれども、松田の浜につきましては、辺野古漁港区域内になっております。辺野古漁港区域内の埋め立てについては、漁港漁場課が審査をして、承認するかどうかという判断をしております。それで、この部分のものについては、漁港漁場課のほうが審査を行っておりまして、きょう委員からご質問いただきましたので、一応私のほうで、漁港漁場課のほうにどういう考えだったのか教えてほしいということで申し入れをしましたら、漁港漁場課のほうから、こういう回答で説明してくださいといいうものがありましたので読み上げます。

「松田の浜については、キャンプ・シュワブ制限水域内に位置し、網漁業が禁止されるなどの制限が既に行われている地域です。埋め立てにより松田の浜の一部が失われますが、航海の安全や豊漁を祈願する海の神事等、いわゆるハーリー等については、事業者が活動の場を移動することを含め、埋立承認後周辺自治体と協議することを確認しており、一定の環境保全措置が講じられていると考えております。また、共同漁業権を有する名護漁業

協同組合からは埋め立ての同意を得ております。そのような状況から判断すると、地域社会にとって生活環境等の保全の観点から、現に重大な意味を持っている干潟等が失われることには該当しないものと考えられます」という話でした。

**○委員** ありがとうございます。

昨年の6月16日に開催されました県議会の第8回の百条委員会なのですけれども、その参考人尋問という形で沖縄防衛局の●●が証言されてますけれども、質問をされたのは●●委員ですけれども、周辺自治体等との協議を行うということになっているけれども、その協議の状況はどうなっているのかと、これが質問の趣旨ですが、それに対する●●の回答は、現在のところまだ協議は始めておりませんということだったと思うのですね。埋立承認申請後ですと1年3ヶ月、埋立承認後ですと半年以上が経過していたわけですが、なお周辺自治体等との協議を行っていなかったわけですけれども、これはどういうようにお考えになるでしょうか。

**○職員** この部分については、先ほど申し上げましたとおり漁港漁場課が免許に関する審査等を行っておりますので、私としましては、そのことについてちょっとコメントできるような立場にはないのではないかというように思っております。

**○委員** つまり漁港漁場課の皆さんのはうの、事前に●●のはうで意見を聞かれた時には、その点についての情報はなかったと。

**○職員** ございませんでした。

**○委員** わかりました。

今の点よろしいでしょうか。続けてもよろしいですか。

**○委員長** どうぞ続けてください。

**○委員** 続きまして私のメモでは3番目、やはり1号関連ですけれども、先ほど委員のはうから審査基準の7について詳しい質問がありましたが、委員のはうから特に生き物が中心だったのですけれども、私のほうは審査基準7関連でオスプレイのことについてお伺いしたいと思います。

7番目の審査基準はこうなってますね。「埋立地の用途から考えられる大気、水、生物等の環境の程度が、当該埋立に係る周辺区域の環境基準に照らして許容できる範囲にとどまっているか」、これが県の定めておられる7番目の審査基準、これはよろしいですよね。

**○職員** はい。

**○委員** 承認決裁文書では、これについて審査結果を「適」とされているわけですが、

オスプレイの騒音についてお伺いします。

きょう事務局のほうに添付資料という形で用意していただいたものがあるのですが、添付の1、2、3、4、5というのがあるのですが、最後の5というのをご覧いただきたいのです。

これは普天間飛行場移設事業の環境アセスのオスプレイMV-22が、ピーク騒音がどの程度になるのかということで、アセス補正評価書の評価、これはページを書いてないのですけど、補足資料のほうに載っているのですけど、安部であれば78.3dBというようなことがピーク騒音レベルとして予測されています。これは一番左の欄が、補正評価書でのピーク騒音レベルとしての予測値です。

その次の欄が、名護市の皆さんのが測定した実測値です。安部、瀬嵩、辺野古、豊原、久志までありますけれども、比較していただきますと、いずれも大幅に超過しているということになっております。このデータを、名護市長は昨年の2月11日に、このように超えているよと、これはどういうことなのかということを知事に対して問い合わせをされています。これはご存じですか。

**○職員** あつたと思います。

**○委員** 知事のほうからは、昨年7月15日付で回答されているのですが、こういう回答です。航空機騒音に関する環境基準値はW値70であると。70を越えることが予測されたのは、15カ所の測定地点中の住宅が立地していない辺野古漁港内の1カ所にとどまると、こういう回答をされてますよね。これはよろしいですか。

**○職員** はい。

**○委員** この回答を作成されたのは海岸防災課の皆さんでしょうか。

**○職員** そうです。

**○委員** 名護市長は、実測値はこうだと言っているわけですね。それに対して皆さんは、予測値では、70dBを超えるのは1カ所だけだと。あまりかみ合ってないように思うのですが、いかがでしょうか。

**○職員** 今、委員の読み上げました予測値というのは、環境保全図書の中で予測されているセンターから判断したものです。

**○委員** そうですね。

**○職員** W E C P N Lでやっているかと思いますけど、併せてL d e nでも試算はやられているかと思います。

○委員 はい。

○職員 これにつきましては、供用後のオスプレイも含めた航空機も含めた離発着、それから有視界飛行の上昇経路、周辺をタッチアンドゴー等でぐるぐる回るものですね。それからエンジンテスト、ホバリングなどの騒音を勘案して予測が行われているというよう理解しております。

それに対しまして名護市の測定、CH-53、あるいはオスプレイというものの数値かと思思いますけど、これは現状でのいわゆる訓練による騒音の測定であろうというように理解しております。

したがいまして、飛行場の供用による主として離発着の騒音の予測結果と、それから現状の訓練による騒音の測定値を、単純に比較するということはできないのではないかと思っています。

それから、基本的に航空機の飛行場の騒音を評価する手法としましては、W E C P N LあるいはL d e nというようなことで、基本的に各時間帯の騒音の状況を勘案して判断することになっておりまして、添付5にありますけれども、実測のピーク騒音で評価するというのは、手法としては実際はないと。そういう評価する手法がございませんので、基本的に予測評価はL d e nあるいはW E C P N Lというような評価手法で行われているというような状況でございます。

したがいまして、確か名護市の意見でも、久志区では年間900回の航空機騒音を計測し、最大で94.1dBを記録しているというような意見を確かいただいていたかと思いますけども、ピーク値をもって何らか評価するという手法がないものですから、そういうピーク値による評価というのは我々のほうとしてはやっていないというような状況にございます。

○委員 評価する手法にピーク値は入っていないと。ですので、W E C P N LあるいはL d e nで比較をすると。そちらの比較ではなくて、予測値ではクリアしているということをもってよしとしたと、そういうことですね。

○職員 はい。それから、測定値は現状の訓練による数値で。

○委員 そこは、あれですか。軍用機は訓練をするものですよね。離発着はもちろんしますけど、訓練をするのが軍用機ですよね。訓練の部分で問題がないかどうかというの、視野には入っていないと。防衛省の省令に基づくアセスのやり方には何も書いてないですよね。

○職員 はい。

**○委員** しかし、県の皆さんのスタンスとしては、離発着がオーケーならオーケーと、そういうことですか。

**○職員** 離発着がオーケーならオーケーということ、そういった単純なあれではございませんけれども、一般的に航空機の騒音による影響というものについては、各省の技術指針等で示されておりまして、通常航空機の離発着時の騒音について予測評価するものであろうというように、私としては理解しております。

したがいまして、例えばですけど、同時に先ほどから比べてあれですけれども、那覇空港の滑走路の増設、これについても自衛隊の航空機が使うことになっております。自衛隊の航空機については、離発着については予測評価に含めて予測しておりますけれども、例えば自衛隊機がどこかで訓練をすると。その訓練をする場所の騒音については、申請書の中の予測評価には含まれていなかったというように私としては記憶しております。

**○委員** そのとおりなのですが、この軍事空港のアセス、県民の観点から、それではいかがなものかと思いますが、それは見解の相違ですので、そこまでにします。

その次にいきますけれども、添付1という資料をご覧いただきたいのですが、添付1という資料は、先ほどの部分で、離発着ではなくて訓練による飛行をしているということなのですけれども、この資料をご覧いただきますと、これは名護市の皆さん方がつくった資料ですけれども、基地上空以外ではヘリモードでは飛ばないという、もちろん運用上の必要性がある場合はその限りではないということになっていますが、2012年9月19日の日米合意というのがございますよね。オスプレイの運用に関する合意。

名護市長意見は、先ほどの添付5だけではなくて添付1も示して、日米合意が守られてないではないかと。基地上空以外でもヘリモードでばんばん飛んでいるよと、これについて指摘していると。

それに対して、その名護市長意見をどう思いますかということで、皆さんのはうでは防衛局に見解を求められて、12月10日に沖縄防衛局の見解が出ておりますけれども、見解は「違反している飛行を客観的なデータにより確認はできなかった」ですよね。これはよろしいですよね。

**○職員** (うなづく)

**○委員** それではお伺いしたいと思いますけど、名護市と沖縄防衛局の意見、つまり日米合意を守っているか守っていないかと、これに対して意見が分かれたわけですけれども、審査に当たった海岸防災課のさんは、どちらが正しい、あるいはそれはどちらが正しい

かわからない、どういう判断をされたのでしょうか。

**○職員** どちらが正しいか正しくないかということについての判断は、そのときにはしてなかつたと思います。

沖縄県のほうでもその取りまとめをして、航空機の飛行状況の写真を撮って添付して、沖縄防衛局に違反ではないかというような問い合わせをした結果、明確に違反と認定できるような飛行は確認されませんでしたと、概要的にはそういう回答だったと思いますけど、これについては、私もそういう説明を受けておかしいのではないかとは思いました、それはおかしいのではないかという話はしました。写真で確認ができないなら、具体的にどうやつたら確認できるのですかと聞いたら、その答えはありませんでしたけど。

**○委員** おかしいのではないかと。2012年の10月、11月だけじゃなくて、県の皆さんは2013年10月、11月も監視して調査して、違反件数が増えていると出されていますよね。そういうようなことからも、県の皆さんにはおかしいのではないかと写真も示したということですけど、それに対して、県の皆さんが出された写真では違反しているということは見つかなかつたと防衛局のさんは言われたわけですが、そもそも違反していないということを立証する責任は防衛局にあるのではないですか。

その辺はどうお考えなのですか。県のさんは。県の皆さんとしては、違反したことはちゃんと証拠は見当たらなかつたと沖縄防衛局は言ったわけですけど、それを県のさんは納得しなかつたですよね。納得されたのですか。納得してないですよね。

**○職員** ですから、写真を確認しても違反でないということであれば、違反をどうやつたら確認できるのですかというようには聞きました。

**○委員** 聞かれたと。回答はなかつた。

**○職員** はい。

**○委員** その後、どういうアクション、回答はなかつたということでおしまいですか。

**○職員** はい。

**○委員** 質問は変わりますけど、オスプレイ配備が公表されたのは評価書の作成段階ですよね。方法書段階ではありませんでしたね。

**○職員** はい。

**○委員** ですから、そういう意味では典型的な後出しだったわけですが、そういう意味では、知事も環境影響評価審査会も、また環境の保全の見地から意見を有する者も、つまりこの問題に関心を有するあらゆる人々が、オスプレイの影響についてのアセスのやり

方についてチェックする機会がほとんどなかった。

○職員 はい。

○委員 これはよろしいですか。

○職員 すみません、環境影響評価手続のことですので、その当時私、アセスの手続には直接は関与しておりませんし、そういうコメントする立場に今ないのかと。

ただ、委員がおっしゃりたいことは理解できます。

○委員 つまり方法書段階で出ず、準備書段階でも出ず、評価書を作成する段階になってようやく公表されたわけですから、文書も全くないわけですので、オスプレイの例えれば騒音の評価をどういう方法でやりますという説明は、一切方法書、準備書段階ではなかったわけですので、意見の言いようがなかったわけですよね。

評価書段階で事業者が行ったオスプレイの騒音に関する予測ですけど、これはアメリカでの調査をもとに行なったと言われてますが、それはよろしいですか。

○職員 実測値は、アメリカまで行って実測したというように確か記憶しております。

○委員 アメリカでの飛行モードの割合をそのまま持ってきたというように聞いてますが、それでよろしいですか。

○職員 ちょっとすみません。そこまでは覚えていません。

○委員 国土が広いアメリカと狭い沖縄で、飛行モードの割合をそのまま持ってくるというのはいかがなものかと思うのですが、いずれにしましても、アメリカでのものを持ってきたと言われてますね。こちらでは実測してないですね。アセスの段階。

○職員 していないと思います。

○委員 オスプレイは、2012年10月1日に配備されていますよね。

補正評価書が出されたのは、同じ年の12月18日ですね。

○職員 はい、補正評価書は12月18日。ただ、オスプレイが配備されたのが10月1日であるかどうかについては、すみません、私は記憶しておりません。

○委員 これは調べればすぐわかると思いますが、2012年10月1日に12機のオスプレイが普天間に配備されて、補正評価書が出されるまで優に2か月以上あったわけですけれども、なぜ実機で調査予測評価をさせると。今まで出ている実機でないものでは、沖縄の現実に合わないのではないかと。そういう要望はいろいろなところから、実機でやるべきだという要望はあったと思うのですが、その辺はお考えにならなかつたですか。

○職員 そういうような意見をお持ちの方がいたということについては、記憶をして

いますけれども、手続上再度意見を述べるというような手続はなかつたのではないかとうように覚えておりますけど。

**○委員** 委員長、あと1点、2号関連でよろしいですか。

**○委員長** どうぞ。

**○委員** 今のオスプレイも2号関連でしたけれども、あと1つ2号関連で、今度はジュゴンのことについてお伺いしたいと思います。先ほど委員のほうからもジュゴンについていくつか質問がありましたが、私はそれとはまた違う角度からお伺いしたいと思います。

2号というのは、「その埋立が環境保全及び災害防止につき十分配慮せられたるものなること」ということで、その中で環境保全に関するものが1から4のわけですけれども、水産生物等に及ぼす影響ということで、ジュゴンはそこにかかわると思いますので、ジュゴンについてお伺いします。

埋立承認願書の添付図書の6という形で、事業者の皆さんには、環境保全に関し講じる措置を記載した図書を出しているわけですけど、その中で事業者の皆さんには、環境保全に関し講じる措置を、この図書において事業の実施を前提として、事業の実施を前提とするのだけれど、その上で取り得る環境保全措置を講じているからよしと。環境保全のため、やれることは何でもやりますよと。だからいいのじやないですかという態度を一貫してとっていますよね。やれることは何でもやりますと、環境保全のためと。それは、そういう判断でよろしいですか。事業は埋め立てはこんなですと。で、環境保全のために取り得ることは何でもやりますと。

**○職員** これは事業をやるので。

**○委員** やるという前提で。やるという前提でそこで生じるかもしれない環境影響は、できるだけ小さくなるように環境保全で取り得る措置は何でもやりますと。

**○職員** これは前提という、その、あの。

**○委員** 私がお伺いしたいのは、やれることは何でもやるからよいでしょうと、こう言っていると私は思うのですけど、事業者の皆さんにはそういう態度を一貫してとっていますかということです。

**○職員** ん?やれることを何でもやるから、それが免罪符。

**○委員** 免罪符といいますか、だからクリアできるのではないですかと。

**○職員** 事業者がそのような方針であるかどうかについては、すみません、私のほうでは。

**○委員** では先に行きます。ジュゴンについてですけれども、ジュゴンについての認識なのですから、今、限りなく絶滅の危機に瀕しているという認識はありますよね。

**○職員** はい。

**○委員** 事業者は、正確な頭数はわからないのですけど、現在のジュゴンの個体数を3頭とされていますよね。

**○職員** はい。

**○委員** 個体Aは古宇利島沖、個体Bは嘉陽沖で暮らしている。また個体Cはときどき大浦湾に出没するけれども、主に暮らしているのは嘉陽沖だと、こういう理解ですよね。

**○職員** はい。

**○委員** その上で事業者の皆さんには、だから辺野古、大浦湾を埋めても影響は少ないということが事業者の主張ですよね。よろしいですか。

**○職員** はい。

**○委員** しかし、ここから先はジュゴンの専門家、例えば●●の●●などのご意見ですけれども、もうジュゴンは限りなく絶滅の危機に瀕している。したがって、この3頭の保全ではなくて、ジュゴン個体群の存続を図るには明らかにジュゴンの頭数を回復させる必要がある。3頭では少なすぎると。そのためには現在の3頭がどこに暮らしているかだけではなくて、将来の例えば数十頭のために、ジュゴンの生育に適した環境を手つかずで保全することが不可欠だと、こう主張されています。

辺野古、大浦湾にはジュゴンの生育に適した海草藻場があるのは、今までのジュゴンの、それこそ過去何年かのジュゴンの生息状況を見ると明らかだと思うのですけれども、そうすると、この辺野古、大浦湾を埋め立てすることは、将来のジュゴンの頭数回復を阻害する恐れが大だと思うのですけど、●●などのジュゴンの専門家のこうしたご意見、これはご存じですか。

**○職員** ちょっとよく覚えていません。そのご意見はですね。

ただ、3頭であって非常に絶滅に瀕しているというのは、当然我々としては理解しております。

**○委員** 頭数回復が必要だというような、誰の意見かは別として、そういう認識はどうですか。

**○職員** それは私に限らず、皆さん思っていると思います。

**○委員** 頭数回復のためには、今の3頭が暮らしている場所だけではなくて、かつて

ジュゴンが暮らしていた場所というのは、潜在的にジュゴンが暮らすのに適している場所である可能性がありますよね。そこを保全しておかないと、将来の頭数の回復に備えられないというようなご理解はなかったのでしょうか。

**○職員** 私が見た資料では、以前ですけど例えば金武湾で確認されているといったような事例も確かあったかと思います。そういう現在の確認地点よりもかなり南の地点で確認されているというような過去の事例もございますし、そういう意味でジュゴンを保護して増殖につなげていくということについては、これは沖縄県だけではなくて、国も含めて取り組んでいくべきだろうというように思っております。

**○委員** ですから、頭数の将来の回復に備える。将来の彼らが暮らせる場所を残さないとそれは不可能ですよね。

**○職員** はい。

**○委員** その1つの場所として辺野古沖があるというのは、そういうご理解はありますか。

**○職員** 当時、将来の回復に備えて残すべきだという議論があったかどうかは、ちょっとよく覚えておりません。

**○委員** アセスの中でPVAというのをやっていますよね。

**○職員** やっています。

**○委員** これは個体群の存続可能性分析といって、個体群ですよね。

**○職員** はい。

**○委員** それで議論しているというのは、やはり生息場所がどこにあるかということですので、その生息場所を狭めてしまったのではというのは、おそらく審査の皆さんの中にもあったのではないかと思うのですが、それは明確ではないと。

**○職員** PVAにつきましては、沖縄本島全域をその生息地としてとる。あるいは宮古・八重山まで含めるといったような確かにそういうやり方をしていまして、生息域をかなり広目にとっているのではないかというような指摘があったかと思います。

**○委員** そうですね。

改めてお伺いしますけど、沖縄のジュゴンは限りなく絶滅の危機に瀕していて、ところが事業者の皆さんは事業の実施を前提として、その上で取り得る環境保全措置を講ずると。だからよいでしょうと言っているわけですが、それで沖縄のジュゴンの個体群の存続を図ることはできるのでしょうか。それは皆さん、どういうふうに判断されましたか。

**○職員** 我々は埋め立ての審査の段階で、個体群の存続を図れるか図れないかというような部分について、審査をしたかどうかについてはよく覚えておりません。

あくまでも、事業を実施した場合に、どういう影響があつて、それを予測として適切に行われているかと、予測の結果どういうような状況になるので、これについて環境保全措置をしていかに影響を低減していくか、あるいは代償していくか、あるいは今回の場合は回避はあまりなかったと思いますけれども、そういう措置がとられているかと。そのとられている措置が十分かどうかという観点で、審査をしていたというように考えております。

**○委員** ジュゴンだけ取り上げるのはいかがかと思うのですけど、ジュゴンというのは非常に生物多様性が豊かな辺野古、大浦湾の生態系のいわばシンボルのようなものですから、それがまた限りなく絶滅の危機に瀕しているので、それが守れるかどうか、個体群の存続を図れるかどうかというようなことが、2号要件、環境保全に関して十分配慮ということをクリアする上では、この件、つまり審査マニュアルは非常に一般的に書いてあるわけですけれども、一般的なマニュアルといつても現実に審査するのは辺野古、大浦湾の埋め立てでございますので、辺野古、大浦湾の2号要件といったらば、それは非常に豊かな生物多様性を持つ辺野古、大浦湾の海のいわばシンボル的な存在であるジュゴン、これらの個体群の存続を図れるかどうかということは、非常に重要なチェックポイントにならうかと思うのですけれども、今の●●のお答えですと、ジュゴン個体群の存続を図ることができるかどうかというようなことは、決定的に重要な判断要素ではなかったということでしょうか。

**○職員** PVAについては、先ほども申し上げましたけれども、予測そのものは行われているという状況にはございます。

**○委員** そうですね。

**○職員** その結果については、有意差はないと。これについては、生息範囲をどの程度とるかというようなことについて、疑念を呈している人がいたということについては記憶しております。

それから、ジュゴンが実際に埋め立ての予定地をどの程度利用しているのかということについては、私の記憶では確かに平成12年以降、いろいろな飛行機による調査や、潜ってジュゴントレンチがないかというような目視の調査など、あるいは水中カメラでの調査等もろもろ行われておりますけれども、一部ジュゴンのエサ場として使っている藻場があるというふうには書かれておりましたけれども、そこを主として使っているというような位置

づけにはなっていなかったと思います。嘉陽沖の藻場のほうについて、日常的には使用していると、確かそういうような記載だったと思います。

○委員 個体Cについてのことだと思いますけれども。

○職員 個体Bについては、かなり移動が大きいと。

○委員 個体Bはもっぱら嘉陽沖で暮らしていると。個体Cは一番若い個体ですけれども、ただやはり嘉陽沖が中心だと、そういう記述ですよね。しかし見方を変えれば、個体Cは自分の新しい自分のテリトリーを探していると。で、行動変容が起きているという見方も片方であり得たと思いますけれども、それについては時間の関係で省略します。

皆さんのご判断としては、ジュゴン個体群の存続可能性についてはPVAがされていて、ただPVAは最後の最後で補正評価書段階でやっていますので、それについての適否、方法が適切かどうかという部分のチェックが非常にかかってないものですね。そこは時間の関係がありますので飛ばして進めさせていただきます。

質問をまた変えたいと思うのですけれども、皆さんは留意事項をつけておられて、先ほどの委員の質問でも留意事項について触れておられましたけれども、ジュゴン保護のためにどのような保全対策を講じようとしているのかということですが、ジュゴン保護についてどういうことを言っているのか、それに関連する部分ですけれども、まずは環境生活部意見が、ジュゴンに関して7点意見を言っています。そのうちの3番目です。環境生活部意見の、18ページあるうちの12ページ目、3番目の意見でこう言っています。「ジュゴンと船舶との衝突の防止に関する保全措置については、その影響の重大さから事業開始前の監視警戒システムの構築を求め、船舶が実際に回避可能かを含めて実証する必要がある」こういう指摘をしていますね。

それに対して沖縄防衛局の皆さんは、回答、見解ですけど、「海上工事着手までに検証試験を行い、実効性の高いシステムを構築します」と、これが12月10日付の見解ですね。これはよろしいですか。

○職員 はい。

○委員 ところが、海上工事、もう目前ですよね。音響技術を用いた監視警戒システムを構成する機器の検討を行っている旨の報告が、今年の1月6日に開催された第3回の環境監視等委員会であつただけで、いまだ検証試験は行われていないと思うのですが、それはいかがでしょうか。

○職員 検証試験のほうですか。

**○委員** 検証試験です。つまり、実際に音響技術を用いた監視警戒システムです。

**○職員** 今の状況については、すみません、把握しておりません。

**○委員** そうですか。皆さんは留意事項をつけて環境監視等委員会を設けなさいと。その環境監視等委員会がきちんと機能しているかどうかということが、問われてくると思うのですけれども、今は把握されてないということですが、●●、その辺は把握されてませんか。

**○職員** 発言よろしいでしょうか。

**○委員長** どうぞ。

**○職員** ジュゴン保護キャンペーンセンターという民間の団体なのですから、そのほうからも要請がありまして、環境監視等委員会が実際に機能していないのではないかという問い合わせがありましたので、それについてはその答えとして、我々としても、留意事項では工事中に対する環境監視等委員会という位置づけなので、当然のことボーリング調査をやっているときでもそういう環境保全というのは当然のことやるべきだということを、現在行われている環境監視等委員会で助言などがあったものに対して、どういう対策をとっているかということを沖縄防衛局のほうに問い合わせをするということで、今求めているところです。

**○委員** 4月9日ですから1月ほど前ですけれども、第4回の環境監視等委員会が開かれていますね。そこまでの資料を見ても、監視警戒システムを開発して、それを現場で実証試験した、検証試験をしたというような議論はないように思うのですが、それはよろしいですか。ないですかね。

**○職員** はい、ありません。

**○委員** きょうの添付資料のあと1つのこれを(資料掲示)ご覧いただきたいのですけれども、これは共同通信が情報公開請求で入手したものでして、2013年12月22日ですから、仲井眞知事の埋立承認の直前に配信されているのですよね。

これによりますと、ジュゴンは非常に敏感だと。船舶が近いところで500、遠いところで800m程度近づくと、それを明らかに嫌うと。ヘリコプターの出現も嫌うと、こういうことを言っています。このデータは情報公開請求されるまで表に出てこなかったと思われるわけですけど、共同通信の皆さんが情報公開請求をしてこういうデータが出てきた。これは沖縄防衛局がとっていたデータです。

同時にアセスの補正評価書を見ますと、5年間にわたる埋立工事では、ピーク時にどの

程度の船が動くかというのがあって、多い年次には1日に土の運搬船が200隻以上、ガット船等が100隻以上、あの近海を動くとされているわけです。それだけ頻繁に船が動いて、しかも片方でジュゴンがこれだけ敏感であると。

(資料掲示)これを見てください。ここに枠で囲っている部分を見ていただきますと、船やヘリが近づいたときにジュゴンがどういう行動をとったかというのが、一番最後の備考欄に書かれていて、主に嘉陽沖で観察されているわけですけれども、この観察記録を見ると、率直に申し上げて音響システムを使った監視警戒システムの開発というのは、そう容易ではないのではないかと思われるわけです。

ですので、約束されていたこれがまだできていない。しかし本格工事がどんどん迫っているという状況。環境監視等委員会はまだ4回まで開かれて、これについての議論がないと。

県の皆さんには、環境監視等委員会がちゃんと機能しているかどうかということを、市民団体のほうからの要望もあったりしてチェックをされていると。今の状況、まだこのシステムが稼働はしているということは確認できてないことは、そういうことでよろしいですか。事実関係としては。

**○職員** はい。

**○委員** ということで、私は差し当たってジュゴンに関する質問、以上でございます。

**○委員長** ちょうど時間ですので、2号関係、まだほかにきょうお聞きしたいことはありますか。ほかの委員で。

**○委員** 次回へ。

**○委員長** 次回にしましょうね。次回に続きを、さらに2号関係をやるということでよろしいでしょうか。

**○委員** 簡単な質問をいいですか。しばらく発言していないので。

**○委員長** どうぞ。

**○委員** ●●ですけれど、経緯についてという時系列をじっと見ているのですけど、まず環境保全の点からいきますと、環境保全の懸念が払拭できないということで、環境生活部長からの意見というのを11月29日に受け取りながら回答したと思ったのですけど、このテーブルを見てみると4カ所に出しますね。中城海上保安署や、あるいは県の水産課と名護市長と今の環境生活部の4カ所に出しているのですけれど、これらが特に、例えば名護市長や環境生活部への回答期限というのは4カ月というので11月29日ということは、

この審査のシステムというのは、意見を聞いてそれに基づいて事業者のはうからの見解を聞きただして、それを審査するほうは判断すると。つまりフィードバックはもともと考えてないシステムで、それが普通にこういう具合に行われるものなのですか。

**○職員** 法律の手続では、意見を聞きなさいというように法律上定められているのは、地元市町村長意見だけです。それ以外の、例えば海上保安庁、環境、それから水産課、これについては、我々が審査をする上で必要だという観点から、法律にはない手続だけれども聞いているということでございます。

意見を聞く場合には、基本的には意見を聞いて、その意見を踏まえて判断するということになっておりますので、通常意見を聞いたものについて事業者の見解を求めて、またそれをさらに意見を聞いた先にどう思いますかというようなことは行っていないと思います。

**○委員** 名護市長及び環境生活部というのはずっと併行して、29日から後の動きでは、事業者のはうに質問を出して回答をもらっていますね。そういうことですか。私は最初に、環境については一番環境生活部が責任があるので、その意見というのを非常に重視するのかと思ったのですけど、意見はもちろん重視するのでしょうか、そこにもう1回判断してもらうということはしないという、そういうシステムになっているわけですね。

例えば名護市長にしても、確か知事から審査終了の日に、承認の日に電話があったというのをどこかで読んだことがあるのですけれど、その程度で名護市長にもどういう状況だということは言わないわけですね。

**○職員** これは公有水面埋立法の手続に限らずですけれども、通常意見照会をしましたら、その照会結果をもとに何らかの判断をするというようなことになっていると思います。

環境生活部につきましては、10月4日に1次質問、あるいは11月8日に2次質問ありますけど、この段階では環境生活部にもその質問の内容について何かありますかといったことや、あるいは返ってきた結果について提供するというようなことは確かにやっていたと思います。ですから、全く事業者との質疑応答について、土木建築部だけでやっていたということではなかったというように記憶しています。

**○委員** でも11月29日の時点で、やっぱり懸念が払拭できないということのままで終わっているわけですわですね。そういう記述がありましたということですけど。

**○職員** 議会等でも当時の部長が説明していますけれども、環境生活部としての最終的な考えだったのではないかというようなことです。

- 委員 どうもありがとうございました。
- 委員長 きょうはこれで終わりましょうか。
- 事務局 マスコミの方がいらっしゃるので、もう中には移動していますけど。記者会見場のほうに、廊下のほうにもまだ待機しているようなので。
- 委員長 何かありますか。あと、次回を。
- 委員 退室してもらってからやったほうがいいですね。
- 事務局 ●●、出でていって支障がありますか。
- 職員 私はありません。
- 委員 1つご検討していただきたいことがあるのですけど、よろしいですか。
- 委員 防災課の方がいなくなつてから。
- 委員 そうですね。

(関係職員退室)

~~~~~

- 事務局 委員長よろしいですか。
- 委員長 どうぞ。
- 事務局 先日、現場視察について、各委員に日程の照会をして取りまとめた結果を、こちらのほうでペーパーに整理しましたのでお配りいたしました。

期日は6月2日・火曜日、13時半に行政管理課5階のほうに来ていただきまして、13時40分に県庁を出発、現地視察のほうは1時間後のおよそ14時50分から15時50分、1時間程度で17時には県庁に戻るというような日程を今組んでおります。参加者としましては、各委員と、事務局からは事務局と担当のほうが同行したいと思っております。

我々のほうとしましては、視察場所として2点を考えておりますが、これは各委員の要望に時間の範囲内で要望をお聞きしましてルートのほうは決めたいと考えております。以上です。

- 委員長 その視察場所は、現場あたりで適宜ここもというような形で追加はいいですかね。

- 事務局 はい。

- 委員 6月に入って報告書作成という作業をそろそろ始めないといけないと思います。だから、ヒアリングと併行して報告書についても、少しずつ形を検討していくかないといけないだろうと思います。委員の中で、とりあえず誰かがある程度の原案というか枠組

みをつくって、提示しながら検討していったほうがいいのではないかと思います。その関係で見てみると、弁護士3人のほうで原案を検討して、少しづつ提供できるような形で動いたほうがいいのではないかと思います。

○委員 よろしくお願ひします。

○委員 こちら弁護士委員で検討して、次回はあまり大したものは出せないと思うが、目次的なもの程度は出せればと思っていますので、それでよろしければ準備を始めたいと思いますが。

○委員長 目次的になるか、章立てみたいな感じになるのか、どういう形が一番いいのかも含めて考えながら、きょうはそういう考え方を少し芽出しという形で、どの程度のものが出てくるかは別として、次回の委員会ではそういうものも含めて進めていくという形でよろしいでしょうか。

○委員 よろしくお願ひします。

○委員長 きょうはこれでよろしいですか。

○委員 次回は、ヒアリングはするのですか。

○委員長 次回はやはりヒアリングしたほうがいいと思います。というのは期間が結構迫ってきていますので、2号にしてジュゴンだけというのは、これはどう考えても明らかにあり得ない話だと思いますし、そういう意味で次回もヒアリングは継続すると。やはり2号の中でさらにという形で、質問の順序などは適宜メール等でご相談しながらやっていくという方向で、早目にということでよろしいでしょうか。

○委員 委員はまだ追加的なものがあれば。

○委員 あと2件、時間としては20分程度かと思います。

○委員長 それはジュゴンですか。

○委員 ジュゴンはもう終えたつもりです。ジュゴンではなくて。

○委員 では次回、また委員にヒアリングしていただいて、その後私もまた少し。

○委員 私はマックス30分かかります。

○委員長 その辺はあまり気にしないでいいです。委員、これは正直言いまして、委員会で足らなければ別の日をヒアリングの日に決めてやりますので、ことヒアリングに関しては制限を設けませんので、というような考え方でよろしいでしょうね。これも委員会で意思統一で、必要なヒアリングはしましょうということで。

ですから次回まで、その間にさらにヒアリング事項があれば、それまで追加されて結構

ですし。

○委員 それは2号以外も含めてという意味ですか。

○委員 次回は多分メインは2号になるので、次回委員が終わった段階で聞いていた
だいてもいいし、次々回あたりまでは多分ヒアリングの機会があると思うのですね。

○委員 次々回ですか。

○委員 次々回あたりまでは。

○委員長 2号に限らず。ただ、きょうの流れからいうと、まずは2号から始まって
という、その程度のゆっくりした考え方でよろしいかと思います。

○委員 ですので委員方、質問事項があれば引き続いて聞いていただければいいので
はないかと思います。

○委員 わかりました。

○委員長 では、きょうはそういう形で終わりましょうね。

(午後5時23分 閉会)

3.閉会